

知 事 意 見 (要 綱)

玉島笠岡道路環境影響評価準備書について、倉敷市長、金光町長、鴨方町長、里庄町長、笠岡市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては、環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講ずることとされたい。

記

1. 基本的事項について

この環境影響評価準備書には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項で示された評価項目の一部が評価対象とされていないため、環境影響評価書作成に当たっては、可能な限り評価対象として取り入れるとともに、工事中の予測評価、トンネル坑口部等特殊部における予測評価についても記載する等「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第19号）」に準ずるよう努められたい。

なお、資料等は入手可能な最新のものを使用し、現地調査結果についても現在の状況として有効なものか項目毎に具体的に検証し、必要に応じ補完調査を実施すること。

2. 工事着手前の調査について

この環境影響評価は、平成32年までを対象とした長期の予測であり、予測の際に設定した条件の変化が予想されるので、工事着手前において、必要な調査や保全対策の検討を行い、事業の実施による環境への影響を極力軽減するように努めること。

3. 自然環境について

動植物等の保護対策に当たっては、工事着手前に詳細な事前調査を実施するとともに、保護対策に際しては、専門家の指導を得て行う等細心の留意を払われたい。

また、既存文献等で生息・生育が確認されている貴重種等については、既

往の現地調査で確認されなかった場合においても慎重に検討を行う等特に配慮されたい。

なお、今後新しい保護保全対策が提案される場合にあっては、積極的に取り入れるよう検討すること。

4. 工事中の対策

(1) 工事中においては、周辺民家の生活環境に著しい影響を及ぼさないよう、工事計画の具体化に際して粉じん、騒音、振動、濁水等の影響について検討し、工事用の道路の整備、低公害型建設機械の採用、濁水処理施設の設置等適切な保全対策を講ずること。

(2) 工事に当たっては、環境保全のための作業マニュアルを作成し、工事関係者に徹底すること。

5. 残土の処理

残土は工法の工夫や再利用により発生量の削減を図り、処分は、環境保全上、支障がないように適切に実施すること。

6. 地元理解

周辺住民に対して、今後具体化する工事計画、環境保全措置等の内容を適宜十分に説明するなど、理解と協力を求めながら事業を進めること。

7. 文化財

岡山県教育委員会等の関係機関と協議のうえ、事前に埋蔵文化財の詳細な分布調査等を実施し、その結果に基づき適切な措置を講ずること。

8. 環境管理

地域の環境保全に万全を期するため、本県環境部局と協議の上、環境管理計画を策定し評価書に記載するとともに、当該事業が環境に及ぼす影響を把握し、その結果を事業の実施に反映させること。

9. 沿道対策

計画道路周辺の環境保全について、今後、当該計画道路周辺に緑地等の緩衝空間を確保するなど、都市計画において配慮すること。

10. 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨とする環境要素

(1) 大気質

- ア 工事用車両の運行に当たっては、待機時間のアイドリング・ストップ実施はもとより運行計画は合理的なものとする事。
- イ 工事中の資材搬入車両の通行、建設機械の稼働に伴う粉じんの発生を防止するため、散水等の対策を十分講ずること。

(2) 騒音・振動

- ア 工事中及び供用後に、近隣民家等において測定調査を行い、その結果を速やかに施工管理、施設管理に反映させるとともに、必要に応じて防音壁の設置等の対策を講ずること。
- イ 民家付近での工事については、あらかじめ十分防音措置を講じ、発破作業を行う場合は、必要最小限の薬量で実施するなど騒音・振動の低減に努めること。
- ウ 騒音に係る環境基準は平成10年9月に改訂され、平成11年4月1日から施行されていることから、新環境基準に対応した等価騒音レベルにより予測評価を行い、その結果を踏まえ、適切な保全対策を講ずること。
- エ 事業の実施に当たっては、さらに詳細なボーリング調査等による地質調査を実施し、地域の地盤状況を十分把握するとともに、その結果を踏まえ、振動対策に十分配慮した工事計画や道路構造の検討を行うこと。

(3) 水質

- ア トンネル洗浄排水の処理施設については、排水先の水系への影響が軽微となるよう処理方式や設置場所の検討を行うこと。
- イ 工事に当たっては、造成規模に対して貯水能力に余裕のある沈砂池を設置し、濁水の発生防止を図るとともに、公共用水域への影響がないよう十分監視すること。
- ウ トンネル掘削工事に伴い、濁水及び湧水が発生するおそれがあるので、水量及び水質の監視を行い、公共用水域に影響を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。
- エ トンネルの掘削等により水脈が変化し、井戸等に影響を与えるおそれがあることから、湧水の状況や井戸の利用状況を事前に十分把握のうえ必要に応じ、地下水位の低下などについて監視し、適切に対応すること。
- オ 供用後の雨水排水の放流については、流域を大幅に変更しないよう留意すること。

(4) 地形及び地質

今後、改変区域内で、有害物質等による土壌汚染が判明した場合、適切に保全対策を講ずること。

(5) その他の環境要素

ア 日照障害について、予測・評価するとともに、事業の実施に当たっては、周辺地域の日照障害について詳細な調査を実施し、影響が及ぶ場合には関係機関及び地域住民と協議・調整のうえ、遮音壁の形態や構造について検討すること。

イ 近隣の鴨方町及び美星町に、天体観測施設が設置されており、観測時の障害光について配慮する必要がある。また、環境庁において「光害対策ガイドライン（平成10年3月）」が策定されていることから、道路に設置される照明については、漏れ光、障害光の発生度の低い照明機器の積極的な導入に努められたい。

ウ 実施設計に当たっては、高架構造部及びジャンクション部等において、低周波空気振動の発生を極力少なくする道路構造を検討するとともに、供用後の適切な時期に実態調査を行い、適切な対策を講ずること。

2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とする環境要素

(1) 動物

ア ダルマガエル、タガメ、ミズムシ等の貴重な水生動物が確認されているので、事業の実施に先立ち現地の実態を十分把握し、生息域の改変を最小限にとどめるとともに、スロープ付き側溝の設置等適切な保護対策を講ずること。

イ 工事着手前に、オオタカの継続調査を行い、営巣の可能性があるときは、工事方法の変更等について検討し、適切な保護対策を講ずること。

また、営巣が可能となるような大径木の伐採を避けること。

ウ 夜行性の昆虫の好生息地が隣接する場合には、インターチェンジ等の夜間照明の設置に当たって、上方及び水平方向へ光が漏れない構造とするとともに、光源については昆虫の誘引抑制効果が認められるものを採用すること。

エ タヌキ、イノシシ等の野生生物の生息、出没区域を分断する場合には、動物の習性に配慮して、横断可能な施設の設置等適切な保護対策を講ずること。

(2) 植物

- ア トンネルの掘削や切土などにより水系や水脈が変化し、森林等の植生に影響を与えるおそれがあることから、湧水等の状況を事前に十分に把握の上、必要に応じて保全対策を講ずること。また、植生に関する解析を追加し、総合的に判定・評価すること。
- イ 法面の緑化については、郷土樹種移植、根株移植を積極的に行い、できる限り樹林型になるよう努めること。

3. 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨とする環境要素

(1) 景観

- ア 公共事業等景観形成基準（平成元年岡山県公告第 623 号）に基づいて、路線全体にわたって、周辺景観との調和が図られるよう、十分に配慮すること。
- イ 法面の緑化を積極的に行うとともに、橋梁等の構造物については、形態、意匠、色彩に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

4. 環境への負荷の量の程度による環境要素

- 廃棄物等の発生を極力抑制するとともに、再生資材等の積極的使用に努めること。

玉島笠岡道路の概要及び環境影響評価準備書
の関係地域住民への周知結果

1. 事業計画

(1) 事業の名称

玉島笠岡道路

(2) 事業者

工事施工者 : 建設省中国地方建設局

環境影響評価実施者 : 岡山県 (所管 : 土木部都市局都市計画課)

(3) 事業目的

交通混雑を緩和し、沿道地区の環境改善に資するとともに、沿道地域の開発計画等と整合を図り、周辺諸都市との連携強化を図る。

(4) 路線通過市町

倉敷市、金光町、鴨方町、里庄町及び笠岡市

(5) 周辺状況

地形は丘陵地と小起伏山地が多く、河川周辺には谷底平野、扇状地及び三角州・干拓地が分布している。植生は、山地、丘陵地では代償植生であるコバノミツバツツジーアカマツ群集が大半を占め、低地部には水田雑草群落及び畑地雑草群落が分布している。

(6) 計画諸元

項目	諸元
区間	起点 : 倉敷市玉島阿賀崎 終点 : 笠岡市西大島新田
延長	13.2 km
道路の区分	第1種第3級
車線数	4車線
設計速度	80 km/h
計画交通量	41,700台/日 (最大交通量である (仮) 水玉ジャンクションと (仮) 金光インターチェンジ区間)

2. 関係地域住民への周知結果

縦覧期間：平成11年3月17日（水）～平成11年3月30日（火）

縦覧場所：県庁都市計画課、倉敷市建設計画課、倉敷市玉島支所、金光町振興課、鴨方町建設課、里庄町建設課及び笠岡市都市計画課

説明会：平成10年11月20日（金）午後7時～午後8時30分
笠岡市大島小学校体育館

平成10年11月24日（火）午後7時～午後9時30分
金光町民会館大ホール

平成10年11月25日（水）午後7時～午後9時10分
鴨方町六条院小学校体育館

平成10年11月27日（金）午後7時～午後9時05分
里庄町福祉会館

平成10年11月30日（月）午後6時30分～午後8時10分
倉敷市玉島支所

平成10年12月1日（火）午後6時30分～午後7時30分
倉敷市玉島支所

意見書の提出：9通（このうち、公害の防止及び自然環境の保全の見地から述べられた意見を含むものは5通である。）